

第1回 児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会 令和4年大市教委第1458号に関する部会会議 議事要旨

1 日 時

令和4年9月6日（火曜日） 18時から19時40分まで

2 場 所

大阪市役所 屋上階P1会議室

3 出席者

<委員>

藤木邦顕部会長、伊藤俊樹部会長代理

<専門委員>

櫛田翔専門委員、坂田浩之専門委員（専門委員五十音順）

<大阪市教育局委員会>

川本総務部長、橋本連絡調整担当課長、松本総務課長代理

4 議 題

- (1) 運営要綱の策定について
- (2) 調査審議計画及び調査手法の検討について
- (3) その他

5 議 事

橋本：ただいまから「児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会令和4年大市教委第1458号に関する部会 第1回会議」を開催いたします。本日、部会長に進行をお渡しするまでの間、司会進行をさせていただきます教育委員会事務局総務部連絡調整担当課長の橋本でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。この第三者委員会は、本市の「執行機関の附属機関に関する条例」に基づき、児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案につきまして、市長もしくは教育委員会からの諮問に基づき、事実関係の調査やその結果に基づく是正及び再発防止のための意見具申を行っていただくことを目的に設置しているものでございます。本部会につきましては、令和4年8月10日付けで教育委員会から第三者委員会へ諮問させていただいた事案の調査審議を行うために、同日付けで第三者委員会の委員長により設置されたものでございます。本日は本部会の第1回の会議となりますが、まず部会委員の皆様と、本事案の調査審議に加わっていただく委員及び専

門委員の方をご紹介させていただいた後、本部会の運営要綱の策定についてご議論いただきたいと思います。その後、本事案の調査審議計画や調査手法等についてご議論いただく予定としております。なお、事案の調査審議を行うにあたりましては、当事者の個人情報等を取り扱うこととなりますが、後ほど出てきます資料7の審議会等の設置及び運営に関する指針に基づきまして、この本部会につきましても個人情報等の非公開情報を取扱う場合には会議を非公開とさせていただく必要がございます。そのため本日の会議におきましても、委員の皆様の判断に基づきまして、ある時点から非公開とせざるを得ないと考えております。従いまして傍聴にお越しの皆様におかれましては、途中でご退室いただくことを予めご了承くださいと思います。それでは部会長はじめ、委員及び専門委員の皆様のお名前を私から紹介させていただきたいと思います。恐れ入りますが、ウェブ会議でご参加の先生はお返事をいただけたらと思っております。まず、藤木邦顕部会長です。続きまして、ウェブで伊藤俊樹委員です。

伊藤：よろしくお願いします。

橋本：続きまして、櫛田翔専門委員です。

櫛田：お願いいたします。

橋本：続きまして、坂田浩之専門委員です。

坂田：よろしくお願いします。

橋本：なお、本部会の部会長につきましては、児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会の規則第6条第3項の規定に基づきまして、令和4年8月10日付けで第三者委員会の藤木邦顕委員長が、自ら担われるということとされた旨を伺っておりますので、この場でご報告を申し上げたいと思います。また、部会長代理につきましては、予め藤木部会長により伊藤委員が指名されておりますことを併せてご報告申し上げます。続きまして、会議の開催にあたりまして総務部長の川本よりご挨拶を申し上げます。

川本：皆様こんばんは。本日は本当にお忙しい時に本部会の第1回の会議に出席いただきましてありがとうございます。大阪市教育委員会では平成27年の8月に大阪市いじめ対策基本方針を制定し、令和3年に改定いたしまして、いじめ対策推進法第28条第1項の重大事態が発生した時は第三者委員会による初動調査を行うこととしておるところでございます。今回の事案につきましても既に初動調査を実施いただいたところでございますけれども、被害生徒及びその保護者より詳細調査の実施の希望がございましたことから、本部会を設置いただくことになったものでございます。皆様の専門的な見地からのご意見を賜りまして、調査、審議いただきます事案への適切な対応はもちろん

でございますが、今後の学校、それから教育委員会の対応につきましても改善に努めてまいりたいと考えております。以上、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。本日はどうかよろしくお願いいたします。

橋本：ありがとうございました。それでは議事に移ってまいります。本部会の議事進行につきましては、規則第6条第4項により部会長が行うものと定めておりますので、恐れ入りますが、議事進行の前に藤木部会長から一言お願いしたいと思います。

藤木：部会長の藤木でございます。本件につきましては、私藤木とそれから伊藤部会長代理がこれまで初動調査を担当しておりましたけれども、詳細調査に移るということで櫛田専門委員と坂田専門委員をお願いをいたしましてお引き受けをいただきました。本件につきまして、事案の詳細調査にあたって、迅速な調査と、それから学校対応の問題点についての的確に意見を出していきたいと思いますので、部会委員、そして専門委員の皆さんにはご協力のほどよろしくお願い申し上げます。今後ともよろしくお願いいたします。

橋本：ありがとうございました。それではこれからの議事進行は藤木部会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

藤木：それでは審議に入りたいと思います。まずは議題1の運営要綱の策定についてですけれども、これまでに設置された部会がございますので、その運営要綱を参考に事務局において案の作成があるということでございます。その説明をお願いいたします。

松本：総務課長代理の松本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。では、私の方から本部会の運営要綱案をご説明いたします。資料5をご覧ください。これまでに設置された部会の運営要綱と基本的に同じ内容で作成しております。まず第1条におきまして、本要綱の趣旨を定めております。次に第2条におきまして、大阪市教育局からの諮問に基づき実施する調査審議の範囲を定めております。第3条におきまして、ウェブ会議の方法による会議の開催について定めております。第4条では、会議の招集に関する手続きについて定めております。第5条では、会議の原則公開を定めるとともに、非公開とする場合及びその場合に必要の手続きについて定めております。第6条では議事の進行について、第7条で関係者の出席、第8条で調査の実施、第9条で議事録の作成について定めております。第10条において、部会は調査審議を終えた場合、その結果を報告書として取りまとめ、教育委員会と市長に提出するものとしております。第11条では、委員の守秘義務を規定しております。第12条では、委員が大阪市や調査事案の当事者との間に利害関係が生じた場合の報告義務について規定しております。第13条では、本要

綱に定めること以外に、部会の運営に関し必要な事項が生じた場合について定めております。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

藤木：はい。ありがとうございました。委員の皆様から運営要綱案についてのご質問はございますでしょうか。大体これは他の部会でもほぼ同様のことを取り決めて、特に部会運営にあたって運営要綱についての問題が生じたということはこれまで聞いていないんです。大体そういう理解でよろしいですか。

橋本：はい。

藤木：そうしましたら、ウェブ参加の伊藤委員を含めまして異議がないようでしたら、この示されました運営要綱を採択して本部会の運営要綱としたいと思いますが、皆さんそれでよろしいでしょうか。伊藤先生よろしいですか。はい。それではこの運営要綱案を本部会の運営要綱といたします。今採択いたしました運営要綱の中に部会の公開についての規定がありましたが、全部会共通の傍聴要領についても事務局からご説明をお願いいたします。

松本：はい。では、こちら私の方からご説明申し上げます。本委員会の傍聴要領についてご説明いたします。資料6をご覧ください。先ほど策定いただきました運営要綱第5条におきまして、本部会は個人情報を取り扱う場合を除き原則公開することとしております。資料6の傍聴要領は、一定のルールのもとで市民の皆様にも傍聴していただくというもので、第1項において傍聴にあたっての手続き、第2項において傍聴者の遵守事項、第3項において会議の秩序維持といった一般的なものを規定しております。簡単ではございますが、傍聴要領の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

藤木：はい。ありがとうございました。傍聴要領についてよろしいですね。それでは議題2の調査審議計画及び調査手法の検討について進み、調査対象事案の審議に入ろうと思います。まず今後の調査審議計画について議論をしていきたいと思いますが、本事案の内容を踏まえ検討することになりますので、資料7、審議会等の設置及び運営に関する指針の2ページ、第7の1の(1)のAにございます、Aに個人情報に関するものを取り扱う会議であるというふうに考えます。つきましては、只今より本部会の会議を非公開の扱いにさせていただきますと思いますが、委員、専門委員の皆さんの方からご異議等ございましたら挙手をお願いいたします。伊藤先生もよろしいですね。はい。それではご異議がないということですので、以降の審議については非公開といたします。傍聴及び報道関係の皆様にはご退室をお願いいたします。

- ・ 初動調査結果の報告を行った。
- ・ 調査審議計画及び調査手法について検討を行った。
- ・ 今後のスケジュールについて検討を行った。